

○創薬知的基盤整備事業の実施について

(平成一〇年一月二四日)

(健政発第一三五四号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省健康政策局長通知)

創薬のための基礎研究及び研究開発の推進のための基盤整備を図るため、平成一〇年度補正予算において、創薬知的基盤施設、リサーチ・リソースバンク事業協力施設の施設・設備整備事業を、別紙「創薬知的基盤整備事業実施要綱」により行うこととしたので通知する。

別紙

創薬知的基盤整備事業実施要綱

一 目的

画期的・効率的な医薬品の創製のため、創薬に関連する情報のデータベース化、細胞・遺伝子等研究資源のバンク事業の充実化及び収集・供給システムの構築を行うための施設を整備することにより、創薬研究における知的基盤の充実強化を図ることを目的とする。

二 補助対象

(一) 創薬知的基盤施設

財団法人ヒューマンサイエンス振興財団が行う創薬知的基盤施設・設備整備事業

(二) リサーチ・リソースバンク事業協力施設

次に掲げる者が開設する医療施設のリサーチ・リソースバンク事業協力施設整備事業

都道府県、市町村、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人、医療法人、その他厚生大臣が適当と認める者

三 事業の概要

(一) リサーチ・リソースバンク事業

創薬研究に必要と思われる種々の細胞・遺伝子等研究資源を国内外から幅広く収集し、それらの品質を確保しつつ保存・培養・増幅し、研究者からの要望に応じ分譲を行う。

さらに、国内外の様々な細胞・遺伝子等研究資源について、その性質、所在、入手方法等の情報をインターネット等での情報提供を行う。

(二) 創薬知的基盤データベース事業

画期的・効率的な医薬品の創製のため、創薬に関連する情報のデータベースを整備する。

(三) リサーチ・リソースバンク事業協力施設整備事業

リサーチ・リソースバンク事業に参画・協力を依頼する医療機関に対し、必要な事務室・研究資源の保存室の整備を行う。